

平成25年 第3回

南関町議会9月定例会会議録

平成25年9月12日開会

平成25年9月20日閉会

9 月 1 2 日 (木)

(第 1 日目)

平成25年第3回南関町議会定例会（第1号）

平成25年9月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

1 番 井 下 忠 俊 君

2 番 境 田 敏 高 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 報告第2号 平成24年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第6 議案第53号 南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について

日程第7 議案第54号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制
定について

日程第8 議案第55号 平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第56号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第10 議案第57号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第11 議案第58号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第12 議案第59号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第13 議案第60号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第14 議案第61号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第15 議案第62号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第16 議案第63号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第2号）について

- 日程第17 議案第64号 平成25年度南関町国民健保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第18 議案第65号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第19 議案第66号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第20 議案第67号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第21 議案第68号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第22 議案第69号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第23 議案第70号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第24 議案第71号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第25 一般質問について（2名）
① 8番議員 ② 6番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 井下忠俊君 | 2番 境田敏高君 |
| 3番 打越潤一君 | 4番 鶴地仁君 |
| 5番 田口浩君 | 6番 島崎英樹君 |
| 8番 山口純子君 | 9番 橋永芳政君 |
| 10番 唐杉純夫君 | 11番 酒見喬君 |
| 12番 本田眞二君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（13名）

- | | |
|-----------|------------|
| 町長 上田数吉君 | 住民課長 菅原力君 |
| 副町長 本山一男君 | 福祉課長 坂井智徳君 |
| 教育長 大里耕守君 | 経済課長 西田裕幸君 |
| 総務課長 堀賢司君 | 建設課長 大木義隆君 |

会計管理者 木村浩二君 教育課長 大石和幸君
まちづくり推進課長 佐藤安彦君 延寿荘長 福田恵美子君
福祉課審議員 北原宏春君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本寛君 書記 橋本恵君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。

ただ今から平成25年第3回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番議員、2番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から9月20日までの9日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から9月20日までの9日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成25年度町村議会正副議長研修会についてであります。本研修会は、去る8月5日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏を講師に迎え、「住民自治の向上と議会改革の課題」という演題で講演がありました。山口県山陽小野田市で実施された議員定数削減の賛否を問う「住民投票」を引き合いに出され、住民自治の拡充に活用するのであれば、定数といった個別テーマではなく、組織や定数、報酬を規定にした「自治・議会基本条例」の制定を住民投票の対象にすべきと提言されました。また、議会においても、議会改革の必要性、改革の要点等について具体例を挙げ、住民自治を進めるために場会が取り組むことの重要性を解説されました。

報告の第2点は、例月出納検査報告及び平成25年度第1回定期監査の結果についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、

監査委員 井上康幸君、島崎英樹君より、平成24年度分の25年5月分、平成25年度5月分、6月分、7月分の出納検査報告書及び平成25年度第1回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。産業厚生常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。委員会研修報告をいたします。

南関町議会議長、本田眞二様。産業厚生常任委員長、山口純子。

1、研修日時、平成25年7月25日木曜日から27日土曜日。場所、宮城県仙台市中央卸売市場。(株)宮果。長野県長野地方卸売市場、長野県連合青果(株)長野支社さん。出席者、山口議員、酒見議員(副議長)、橋永議員、田口議員、打越議員。随行者、松本議会議務局長。

研修目的、南関町の基幹産業は、農業を第一と掲げている。生産された作物の流通と消費者のニーズに応える農業を確立し、今後の「特産品(ブランド)づくり」の参考に資するため。

7月25日、木曜視察。宮城県仙台市中央卸売市場、(株)宮果。24年度売上高251億8,000万円、国内規模29位、そのうちJAたまな関連の取扱高は、ミカン等を中心に3億6,487万円。食生活に欠かすことのできない野菜、果実、水産物などの生鮮食料品や花などを、全国各地と世界中から集荷し、適正な価格を付けて消費者に送る役割を担う公益性の高い施設である。また、多種多様の、しかも大量の産物を季節に問わず全国、全世界から集荷し、安定的に安心・安全な産物を供給する使命も負っている。バランスのとれた食生活のために、野菜、果物は、毎日の必需品であり、生活習慣病の予防のために不可欠なものであるとの認識が浸透してきている。そして、多くの国々が野菜、果物の摂取増進に積極的に取り組んでいる中、当該、卸売市場も新鮮で安心・安全な青果物の安定供給のために行っている業務内容の説明を担当者より聞きました。玉名地域からは、ミカン、ハウスミカン等がJAたまな共販物として年間を通じて出荷されている。

7月26日、金曜日視察。長野県長野地方卸売市場、長野県連合青果(株)長野支社。24年売上高は546億1,000万円、国内規模11位、そのうちJAたまな関連の取扱高は、トマト、ミニトマト等を中心に、4億6,117万円でした。「牛に引かれて善光寺」、長野冬季オリンピックのアイスホッケー会場にも隣接していました。長野地方卸売市場では、約80社の入場企業によって建設された全国で最

大規模の「民設民営」の総合卸売市場でありました。昭和63年に「公設の地方卸売市場」でなく、極めて珍しい「民設の市場」として移転開設されて現在にいたっている。説明の担当者は、「長野卸売市場協同組合が一体となって、市場団地の運営を推進してきたことは民設民営市場の成功例の一つである」と自負されていた。南関町からは、JAたまな共販物として、ミニトマト、トマト、ナス、タケノコなどが出荷されていました。

まとめといたしまして、2つの市場を研修した中で、印象に残っているのはどの担当者も「安心・安全な産物を、安定的かつ安定した量を市場に送ってほしい」と言われたことであった。個人商店が衰退している今では、大口量販店での青果物販売が主体となっており、商品価格は市場のセリ値ではなく、市場と量販店との相対取引価格をもとに決まるようになった。今後の消費者は、「例えば皮付きミカンを手にとらず、皮を剥いた状態で店に並べられたミカンを選ぶようになるかもしれない」と話された。消費者のニーズ、市場のニーズ、量販店のニーズを先取りし、特産物の産地化形成、現代農業経営の難しさを、生産農家、行政、農業団体との結びつきをさらに強くしていくことで、難関突破をしなければならないと痛感した研修でございました。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。総務文教常任委員会委員長より報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） おはようございます。総務文教常任委員会より、委員会の研修報告を申し上げます。

平成25年8月13日、南関町議会議長、本田眞二様。

総務文教常任委員会の視察研修について、下記のとおり報告いたします。

記、1つ、日時、平成25年8月7日から9日まで。場所、岡山市経済局と政策局、これは7日の日です。及び、淡路市北淡町、これは8日の日です。

参加者としまして、総務文教常任委員、唐杉純夫、鶴地仁、本田眞二、島崎英樹、境田敏高、井下忠俊、随員としまして松本寛事務局長。

研修内容です。南関高校閉校後の跡地利用、うから館などに係る指定管理者制度、地震・豪雨などの自然災害に対する防災、減災対策を学ぶため、岡山市、淡路市において視察研修を行いました。

1つ、南関高校閉校後の跡地利用にあたっての研修、県立高校跡地に教育・福祉施設を誘致し、来年の開校、開設が進む岡山市の旧建部町の事例を研修しました。岡山市は、平成19年1月に、建部町、瀬戸町との合併を経て、人口70万人を擁

する政令指定都市として誕生しております。今回の県立高校跡地活用は、旧建部町地域の市新基本計画に位置付けられた事業でありまして、岡山県立福渡高校は平成15年10月、県立高校の再編整備に伴い、平成19年3月に閉校が決定しております。閉校後の跡地については、県としての計画がないことから、「教育・福祉施設」を誘致し、地域の活性化につなげる方針を主要施策として、町を挙げて誘致活動に取り組んできたが、そのときは実現できておりません。しかし、岡山市との合併に先立つ平成18年4月、市新基本計画の中に、福渡駅周辺、これは福渡高校跡地活用を含むわけですが、その整備事業というのが盛り込まれていまして、合併後の新岡山市で地域の活性化につながる恒久的な跡地の活用を進めることになりました。現在までの経緯といたしまして、平成24年7月、「看護・介護系の専門学校及び介護老人保健施設を含む福祉施設」の複合施設とし、地域に調和し、地域に貢献する取り組みをプロポーザル方式で提案を求めることなどを盛り込んだ誘致計画を策定しております。これは跡地利用を教育・福祉関係に限定して取り組む計画でございます。県は、公共・公共用・公益事業に活用することを前提に、岡山市へ譲渡、これは土地の寄付、県の購入地は減額譲渡、建物は譲渡としております。プロポーザルには福祉施設や病院を展開する葵会グループ、これは学校法人葵会学園、医療法人社団葵会というところが応じておりまして、審査を経て契約に至っております。教育施設ゾーンは、1学年80名、3年制で計240人、事業費は11億7,000万円、福祉施設ゾーンは介護老人保健施設は80名、通所リハビリ40名、短期入所生活介護20名、事業費は14億4,000万円とのことであります。開校・開設は平成26年4月の計画で、現在、工事が進められているところであります。

考察といたしまして、南関高校閉校後、平成29年3月でございますが、の跡地利用を考える中で、岡山市の福渡高校跡地活用は理想的なものといえます。南関町も計画性をもって、南関高校閉校後の跡地活用を考える時期と確認しました。少子高齢化が進行する中で、高校跡地をどうするかは、町の将来を左右する重大な課題であります。

続きまして、指定管理者制度の研修をしております。平成18年9月、南関町で初の指定管理者制度が導入されましたけれども、今後もこの制度の活用が予測されるため、公園や温泉施設などに対して、順次、この制度を取り入れている岡山市の事例を研修しました。制度の取り組みとして、ア、指定管理者の選定方法、原則として公募による方式、イ、公募にあたっては施設所管課が附属機関である「指定管理候補者選定委員会」に諮り、その答申を得た上で、市長、副市長、他関係局長が委員となっている「公の施設の管理等に関する検討委員会」により決定することに

なっております。選定基準に適合する法人その他の団体が1団体に特定されるときは公募しないこともあります。ウ、指定管理者制度で最も期待している点は、民間事業者等によるサービスの充実やノウハウの活用が期待できること。独立採算で指定管理料なしでの運営を期待したいというのが当局の考え方でございました。エ、委託料の算定基準にあたっては、それぞれに収益性の違いがあるので、施設の状況を踏まえつつ、当該施設の所管課と財政課が協議の上、算出しております。オ、指定管理者の契約につきましては、市の要望事項を仕様書に明記しております。募集要項に当市の要望内容を記載して指定管理者を募っております。

考察といたします。旧建部町でも温泉施設があり、本町と似た面があるので、利活用の推移と収支状況を本町と比較しながら、指定管理者制度が岡山市(旧建部町)にどのような変化をもたらすのか注目したいところでございます。

3番といたしまして、防災・減災の研修をいたしました。阪神淡路大震災の被災地、淡路市北淡町、これは人口1万1,214人、3,700世帯でございますが、この北淡震災記念公園を視察して、語り部による震災の説明と、防災・減災のあり方について研修しました。被災状況、死者6,434名、行方不明3名、全半壊家屋、約46万世帯、被害総額、約10兆円、約80%が倒壊した家屋による圧死でございます。このうち北淡町の被災は、死者39名、全半壊家屋2,277棟という状況でありました。震災直後に撮影されたビデオでは、改めて地震災害の甚大さを認識するとともに、救助体制の重要性を学びました。保存された野島断層と、被災した家屋の視察、体験棟による震災と同じ震度7の体験では、地震エネルギーのすさまじさを身近に知ることができました。

考察です。語り部により、次のことを学びました。ア、安否確認の迅速性と日頃のコミュニケーションの必要性、これは300人の行方不明者全員が救助できたと、驚くべき事実があるわけですが、これは隣近所の日常をよく知っていたというようなことが原因でございます。イ、個人情報の問題点と災害弱者対策の必要性。ウ、震災後の町、議会の対応の重要性。議員発言と対策本部の優先順位、リーダーの役割。エ、消防団の共済制度の必要性。救助、復旧に長期間従事したときの休業補償。オ、避難者対策の重要性。最初は命が助かったことに感謝するが、5日を過ぎると感情に変化、不満が表れる。避難所生活の大変さ、個々の被災程度にギャップがあり、災害後の心のケアが重要である。カ、災害前後の自主防災組織の重要性と想定に捕らわれない対策。キ、リーダー、役場職員の重要性、知事の自衛隊出動要請は法改正。

5番目、研修の総括といたしまして、南関高校閉校と指定管理者制度のあり方という、南関町が直面している課題への取り組み、異常気象が常態化し、頻繁に襲っ

てくる自然災害に対し、防災・減災に町としてどのように取り組むべきか。この度の研修は極めて意義深いものであった。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理いたしました陳情書は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、1件を配付といたしましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

平成25年9月定例議会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今年の夏は、記録的な猛暑が続き、たいへんな暑さが続きました。その暑さも9月に入って、ようやく過ごしやすくなってまいりました。今年は、本町ではこれまで大きな災害はありませんでしたが、全国的には局地的な集中豪雨や竜巻が発生し、多大な被害を受けています。被災者の皆さまにお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

先月の29日に、熊本県公共関与型最終処分場の安全祈願祭が行われ、ようやく建設に着手されることになりました。これまで建設地の米田地区をはじめ、大場、胡麻草地区の皆さまには、たいへんご心労をおかけしておりまして、このご心労に報いるためにも、完成後の処分場が全国に誇れる施設となるよう願うところでございます。また、工事期間中は地元の皆さまに負担がかからないよう、すべてにおいて配慮していただくよう働きかけていきたいと思っております。

今月の8日には、2020年のオリンピック、東京での開催することに決定いたしました。オリンピックが子どもたちに夢と希望を与え、スポーツの振興におおきく寄与するとともに、日本経済の浮揚に期待するところでございます。

次に、今回提案いたします案件は、条例の制定につきまして、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定についてほか1件を提案しております。特に南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例制定につきましては、本年6月に設置しました総合文化センター検討委員会から、8月19日に答申をいただきまして、その答申内容等を尊重するとともに、条例改正を行うものでございます。

次に、歳入歳出決算認定については、平成24年度南関町一般会計ほか7件の特別会計の決算認定を提案しているところでございます。

次に、南関町一般会計補正予算（第2号）につきましては、5,791万1,000

0円を追加しているところでございます。特に地域振興策といたしまして、下坂下地区通学道路整備として3,218万4,000円、八反田井堰及び用水路改修工事500万円を補正しているところでございます。また、第三小学校の駐車場整備工事に1,357万3,000円、災害復旧費として、農災、公共災に829万8,000円を補正しているところでございます。

次に、特別会計の補正といたしましては、南関町国民健康保険特別会計補正予算では2,194万8,000円を追加しております。南関町公共下水道事業特別会計補正予算では155万9,000円を補正しております。南関町簡易水道事業特別会計補正予算では8万2,000円を追加しております。南関町介護保険事業特別会計補正予算では6,835万8,000円を追加しております。南関町介護サービス事業特別会計補正予算では2,392万円を追加しております。南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算では36万4,000円を追加しております。南関町後期高齢者医療特別会計補正予算では13万4,000円を追加しております。南関町宅地分譲事業特別会計補正予算では86万8,000円の追加をいたしております。

報告1件、議案19件を提案しておりますので、ご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第5、報告第2号から日程第24、議案第71号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、報告第2号から日程第24、議案第71号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 平成24年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第 6 | 議案第 53号 | 南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 54号 | 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 55号 | 平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 56号 | 平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 議案第 57号 | 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決 |

算認定について

- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 平成 2 4 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 7 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（本田眞二君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなどありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 報告第2号、平成24年度南関町財政健全化判断比率の状況について説明いたします。

地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定により、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、監査委員の審査に付し、その意見を受けて、当該健全化比率を議会に報告しなければならないと規定しているところでございます。

次のページをお開きください。

実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が黒字であるため、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化比率20%に対しまして、連結実質額が黒字であるため、連結赤字比率はございません。

次に、実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す数値で、早期健全化基準25%に対しまして、実質公債費比率は8.2%となっています。平成23年度は8.5%であり、0.3%改善しています。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高のほか、一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、早期健全化基準350%に対しまして、将来負担比率はございません。

監査委員の意見書は別紙のとおりでございます。なお、健全化比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めなければならないとなっておりますが、当町ではすべて基準内の数値となっております。

以上、報告いたします。

続きまして、第53号議案、南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

長期継続契約は、地方自治法第234条の3に債務負担行為の例外規定として定められています。この規定は、物品の借り入れの契約と役務の提供を受ける契約を、長期継続契約の対象とするものでございます。長期継続契約を実施する場合は、地方自治法施行令第167条の17の規定により、条例を制定する必要がありますの

で、今回提案するものでございます。この条例を制定することにより、契約事務の合理化及び効率化を図ることを目的としています。

次ページをお開きください。

第1条に趣旨を規定しております。先ほど申し上げましたとおり、地方自治法234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条に長期継続契約を締結することができる契約を規定しております。第1号で、事務用機器、電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの及びこれに付随する維持管理に関する契約と定めています。第2号で、施設の維持管理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものの契約と定めております。

雑則につきましては、必要な事項は町長が別に定めるということで、規則で定めることにしています。

附則でございます。この条例は平成25年10月1日から施行することにしております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おはようございます。

それでは、第54号議案、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について、提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、うから館は町の貴重な施設でございます。今後のあり方を模索すべく各種団体等から構成される総合文化福祉センター検討委員会を設置し、今後のあり方について審議をお願いいたしましたところでございます。6月に第1回の開催をはじめといたしまして、4回の審議がなされ、8月19日に答申をいただいたところでございます。これを受けまして、町におきましても答申内容を十分尊重し、今後の運営のあり方を検討させていただきました。その結果、収益性を目指し、町内はもちろん、町外の誰もが利用しやすい貴重な温泉を活用した温泉施設として、町内の特産品販路拡大、収益の拡大を図るための施設とするところといたしたところでございます。

以上のような経緯から、南関町総合文化福祉センターの管理運営を見直し、新たな施設として適正に管理運営を行うにあたり、条例を制定する必要があるためにご

提案をさせていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、趣旨として、第1条に規定するものでございます。

第2条でございます。新しく施設の目的を規定するとして、設置内容といたしましては、観光及び産業の振興による地域の活性化並びに住民の健康と福祉の増進を図るため、うから館を南関町大字関町1230番地に設置すると規定するものでございます。

続きまして、第3条でございます。新しい施設における業務内容を規定するものでございます。1項から4項まで掲げる業務を行うことといたしております。まず、第1項の観光の振興及び情報の発信に関すること、2番目といたしまして、地域産業の活性化に関すること、3番目に健康と福祉の増進、文化的事業に関すること、4番目にその他必要な業務に関することというふうに規定をさせていただいているところでございます。

第4条からは、南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例を基本として定めさせていただいているところでございます。

第4条に休館日に関する規定、第5条に開館時間に関する規定、第6条に指定管理者の管理に関する規定、次のページになります。第7条に指定管理者が行う業務に関する規定、第8条に指定管理者が行う管理の基準に関する規定、第9条に指定管理者の指定の手續等に関する規定、第10条に指定管理者の管理の期間に関する規定、次のページをお願いしたいと思います。第11条に利用の許可に関する規定、第12条に利用の制限に関する規定、第13条に利用料金に関する規定で、この利用料金につきましては別表第1及び別表第2により定めているところでございます。第14条に利用料金の減免に関する規定、第15条に権利譲渡等の禁止に関する規定、次のページになりますけれども、第16条に利用許可の取消し等に関する規定、第17条に整備の変更等の禁止に関する規定、第18条に原状回復義務に関する規定、第19条に損害賠償に関する規定、第20条に委任といたしまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めると規定するものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日として、1項にこの条例は平成26年4月1日から施行するとするものでございます。2項に南関町総合文化福祉センターの設置及び管理等に関する条例は廃止するとするものでございます。また、経過措置といたしまして、3項から6項において規定するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 会計課長。

○会計管理者（木村浩二君） 第55号議案、平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第62号議案、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括してご説明申し上げます。

今回ご提案しております決算につきましては、平成24年度にご審議をいただき、議決されました歳入歳出予算の執行の実績を示したものであります。これらの8件の決算書は、監査委員の審査に付され、去る8月26日付けで歳入歳出決算及び定額資金運用基金運用状況調書の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第223条第3項の規定により、議会の認定に付するためご提案するものでございます。

お手元に説明資料を配付しております。平成24年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書でご説明をいたします。

最初に、総括表のほうをご覧いただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算と7件の特別会計歳入歳出決算をあわせた収支状況につきましては、総括表の一番下の欄でございますけれども、合計欄のB列でございます。歳入決算額が82億5,715万2,243円、Cで歳出決算額79億4,533万4,749円、Dの差引残額は3億1,181万7,494円となり、前年度に対しまして15.1%の減となる形式収支額となっております。

まず、第55号議案、平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は52億9,048万9,500円、Bの歳入決算額で48億9,936万760円、Cの歳出決算額は47億7,005万2,473円で、Dの差引残額は1億2,930万8,287円となります。Eの翌年度へ繰越すべき財源といたしまして1,577万2,000円を差し引いた実質収支額は1億1,353万6,287円の黒字決算となっており、同額を純繰越金として平成25年度に繰り越しております。前年度と比較しますと2.0%の減となっております。

また、翌年度繰越額としては、道路新設改良費、農地費等4億781万7,000円です。不能欠損額は、町税、負担金、使用料等423万9,359円となっております。

続きまして、一般会計の決算書のほうをご覧いただきたいと思っております。1ページから7ページをご覧ください。

まず、1ページから3ページの3ページ目でございますけれども、歳入合計、一番下の欄でございます。収入済額計は48億9,936万760円の構成比率について各款ごとに構成比率の大きい順から申し上げますと、10款地方交付税39.

6%、1款の町税が21.4%、21款町債が12.6%、14款国庫支出金7.6%、15款の県支出金6.9%等となっております。

4ページから6ページにつきましての歳出関係でございますけれども、6ページの歳出の合計、支出済額計でございます。47億7,005万2,473円の構成比率につきましての分につきましても、各款ごとに大きい順に申し上げます。3款民生費31.1%、2款総務費13.0%、9款教育費12.6%、11款公債費11.7%、7款土木費及び4款の衛生費がそれぞれ8.7、8.9%等となっております。対前年度と比較しまして、歳入が21.3%の減、歳出が21.8%の減で、ともに減少しておりますのは、前年度の平成23年度に新幹線渇水対策受託事業として、平成22年度からの繰越事業が約7億1,300万円等があったこと等が主な要因でございます。

また、総括表のほうをお願いいたします。

次に、56号議案、平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は14億8,417万8,000円、Bで歳入決算額14億7,033万9,780円、Cの歳出決算額は14億6,024万8,352円で、Dの差引残額は1,009万1,428円となり、同額を繰越金として、平成25年度に繰り越しております。前年度と比較しまして90.7%の減となっております。また、不能欠損額は、国民健康保険税1,045万1,167円を不納欠損処理しております。

続きまして、国民健康保険税特別会計決算書の1ページから5ページをご覧ください。

まず、1ページから2ページにかけて、歳入合計、2ページの歳入済額計でございますけれども、14億7,033万9,780円の構成比率につきまして、大きい順に申し上げますと、3款国庫支出金26.2%、5款前期高齢者交付金21.8%、1款国民健康保険税14.2%、7款共同事業交付金12.5%、10款繰越金7.3%等となっております。前年度との比較では、国庫支出金の減等によりまして、2.9%の減となっております。

3ページから4ページの歳出合計の支出済額計、4ページのほうでございますけれども、14億6,024万8,352円の構成比率につきましては、これも大きい順に申し上げますと、2款保険給付費67.5%、7款共同事業拠出金12.6%、3款後期高齢者支援金等10.8%、11款諸支出金3.0%等となっております。前年度との比較では、諸支出金等の増等によりまして3.9%の増となっております。

総括表をお願いいたします。

次に、第57号議案、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は2億3,997万円、Bの歳出決算額1億4,977万1,327円、Cの歳出決算額は1億4,695万7,327円で、Dの差引残額は281万4,000円となります。この残額は翌年度への繰越財源として繰り越しております。また、翌年度繰越額として、管渠築造事業費9,100万円となっております。

不能欠損額は、使用料の7万5,330円を不納欠損処理しております。

続きまして、公共下水道特別会計決算書の1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入合計、収入済額計でございますけれども、1億4,977万1,327円の構成比率につきましては、これも大きい順に、2款の繰入金が77.1%、7款使用料及び手数料18.0%、1款国庫支出金、3款諸収入と、それぞれが1.3%でございます。4款の町債につきましては1.2%等となっております。前年度と比較しますと、事業費の減等に伴い、国庫支出金、町債の減等によって、10.2%の減となっております。

2ページの歳出合計のところでございますけれども、支出済額計で1億4,695万7,327円の構成比率につきましては、これも大きい順に申し上げますと、3款公債費が56.3%、1款総務費35.8%、2款事業費7.9%となっております。前年度と比較しますと、事業費の減等によって、11.9%の減となっております。

総括表をお願いいたします。

次に、第58号議案、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は478万2,000円、Bの歳入決算額456万6,886円、Cの歳出決算額も同額の456万6,886円で、繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書の1ページから3ページをご覧くださいと思います。

まず、1ページの歳入合計、収入済額計でございます。456万6,886円の構成比率につきましては順に申し上げますと、5款繰入金が62.6%、2款の使用料及び手数料が37.4%等となっております。

2ページの歳出の合計、これも支出済額の計でございますけれども、456万6,886円の構成比率につきましては、1款総務費が60.1%、3款の公債費39.9%となっております。前年度と比較しますと、修繕費、検査手数料等の増に伴いまして、歳入歳出それぞれ29.8%の増となっております。

また、総括表のほうをお願いいたします。

次に、第59号議案、平成24年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は13億851万7,000円、Bの歳入決算額で12億6,958万1,643円、C、歳出決算額は11億8,979万1,407円で、Dの差引残額は7,979万236円となります。同額を繰越金といたしまして、平成25年度に繰り越しております。前年度と比較しますと、21.6%の増となっております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算書のほうでございますけれども、これも1ページから5ページになりますけれども、まず1ページから2ページにかけて、歳入合計の収入済額計でございます。12億6,958万1,643円の構成比率につきましましては、これも大きい順に申し上げますと、4款の支払基金交付金が26.6%、3款国庫支出金が25.1%、1款介護保険料が14.7%、5款県支出金14.0%、7款の繰入金が13.5%、8款の繰越金が5.2%等となっております。前年度と比較いたしますと、国庫並びに県支出金の増や、保険料改定等によりまして、3.3%の増となっております。

3ページから4ページにかけましての歳出合計、支出済額の計でございますけれども、11億8,979万1,407円の構成比率につきましましては、これも大きい順に申し上げまして、2款の保険給付費が96.3%、4款の地域支援事業費2.2%、1款の総務費が1.3%、6款の諸支出金が0.2%等となっております。介護サービス給付費の増等によりまして、2.3%の増でございます。

また、総括表をお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 説明の途中ですが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。

会計課長。

○会計管理者（木村浩二君） それでは、続きまして、総括表をご覧いただきたいと思っております。

第60号議案、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算は2億5,977万7,000円、B、歳入決算額で2億5,970万5,707円、C、歳出決算額は1億7,578万4,796円で、Dの差引残額は8,392万911円となり、同額を繰越金として平成

25年度に繰り越しております。前年度に比較いたしまして18.5%の増となっております。

続きまして、介護サービス事業特別会計決算書の1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入合計でございますけれども、収入済額計2億5,970万5,707円の構成比率につきまして、1款サービス収入72.5%、9款繰越金27.3%、10款諸収入0.2%となっております。前年度比較では、繰越金の増等によりまして3.3%の増となっております。

次、2ページの歳出のほうでございますけれども、支出済額の計でございます。1億7,578万4,796円の構成比率につきまして、1款総務費が85.8%、2款サービス事業費が14.2%となっております。対前年比較では総務費の減等によって2.7%の減となっております。

総括表をお願いいたします。

次に、第61号議案、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は8,235万円でございます。Bの歳入決算額で7,854万9,086円、C、歳出決算額は7,279万86円で、Dの差引残額は575万9,000円となり、同額を繰越金として平成25年度に繰り越しております。前年度と比較いたしまして142.4%の増となっております。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計決算書の1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入合計でございます。収入済額計が7,854万9,086円の構成比率につきましては、大きい順に、2款使用料及び手数料32.9%、8款町債20.1%、5款繰入金18.9%、3款国庫支出金16.2%、1款分担金及び負担金5.1%等となっております。前年度に比較いたしまして、国庫支出金の増等によって2.0%の増でございます。

2ページの歳出になりますが、支出済額計が7,279万86円の構成比率につきまして、2款の事業費が42.4%、1款総務費が39.6%、3款公債費18.0%となっております。前年度に比較いたしますと、事業費の減等によりまして2.5%の減となっております。

最後にまた総括表をお願いいたします。

第62号議案、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表A列の歳入歳出予算額は1億2,817万5,000円、B、歳入決算額で1億2,527万7,054円、C、歳出決算額は1億2,514万3,42

2円で、Dの差引残額は13万3,632円となり、同額を繰越金として平成25年度に繰り越しております。前年度と比較いたしまして、66.9%の減となっております。

続きまして、後期高齢医療特別会計の決算書、1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入合計、収入済額計でございます。1億2,527万7,054円の構成比率につきましては、1款の後期高齢者医療保険料が57.1%、3款繰入金が42.5%、4款繰越金が0.3%等となっております。前年度と比較いたしまして、保険料の増等によって3.6%の増となっております。

2ページの歳出合計でございますけれども、支出済額計で1億2,514万3,422円の構成比率につきましては、2款の後期高齢者医療広域連合納付金99.6%、1款の総務費が0.3%等となっております。前年度と比較いたしまして、納付金の増等による3.8%の増となっております。

以上、第55号議案から、第62号議案までのご説明を簡潔にいたしました。この後の2日間の委員会協議会で、詳細につきましては担当課よりご説明をいたします。

なお、地方自治法の233条第3項及び第5項の規定によりまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、主要な施策の成果に関する説明書、財産に関する調書など、決算の付属書類並びに監査委員の審査意見書を添付して提出しております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご認定いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第63号議案、平成25年度南関町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,791万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,347万8,000円とするものでございます。

次ページをお願いします。

歳入から説明します。9款の地方特例交付金でございます。19万7,000円を追加しております。

10款の地方交付税7,840万8,000円を追加しております。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金につきましては17万5,000円、2項の負担金につきましては6万8,000円を追加しております。

14 款の国庫支出金、1 項の国庫負担金につきましては360 万円を追加しております。

15 款の県支出金、2 項の県補助金につきましては1,288 万3,000 円を追加しております。3 項の県委託金につきましては1 万8,000 円を減額しております。

18 款の繰入金、1 項の基金繰入金につきましては6,913 万2,000 円を減額しております。

19 款の繰越金、1 項の繰越金でございますけど、1,353 万6,000 円を追加しております。

20 款の諸収入、4 項の雑入でございます。398 万7,000 円を追加しております。

21 款町債、1 項の町債でございます。1,420 万7,000 円を追加しております。

補正前の額が57 億556 万7,000 円に対しまして、今回5,791 万1,000 円を追加し、57 億6,347 万8,000 円とするものでございます。

3 ページの歳出でございます。

2 款の総務費、1 項の総務管理費456 万9,000 円を追加しております。2 項の徴税费につきましては174 万3,000 円を追加しております。5 項の統計調査費につきましては1 万8,000 円を減額しております。

3 款の民生費、1 項の社会福祉費につきましては323 万2,000 円を追加しております。2 項の児童福祉費752 万1,000 円を追加しております。

4 款の衛生費、1 項の保健衛生費につきましては161 万5,000 円を追加しております。3 項の水道費につきましては8 万2,000 円を追加しております。

5 款の農林水産業費、1 項の農業費につきましては510 万6,000 円を追加しております。

6 款の商工費、1 項の商工費につきましては65 万8,000 円を減額しております。

7 款の土木費、1 項の土木管理費につきましては1 万2,000 円を追加しております。2 項の道路橋梁費につきましては1,060 万1,000 円を追加しております。5 項の下水道費につきましては55 万9,000 円を追加しております。6 項の浄化槽整備推進事業費につきましては35 万7,000 円を追加しております。

8 款の消防費でございます。1 項の消防費56 万4,000 円を追加しております。

9 款の教育費、1 項の教育総務費では5 万6,000 円を追加しております。2 項の小学校費につきましては1,433 万3,000 円を追加しております。3 項の中

学校費につきましては63万4,000円を追加しております。4項の社会教育費については5万1,000円を追加しております。

次ページをお願いします。

5項の保健体育費につきましては10万6,000円を追加しております。

10款の災害復旧費につきましては、1項の農林水産施設災害復旧費につきまして301万円を追加しております。2項の公共土木施設災害復旧費につきましては539万9,000円を追加しております。

12款の予備費につきましては96万3,000円を減額しております。

歳出合計、補正前の額が57億556万7,000円に対しまして、今回補正する額が5,791万1,000円で、57億6,347万8,000円とするものでございます。

5ページにつきましては、債務負担行為の補正でございます。固定資産土地評価業務委託料、平成25年度から平成26年度まで、41万円を補正しております。

次ページをお願いします。

地方債の補正でございます。追加でございます。災害復旧事業230万円を追加しております。

次に、変更でございます。道路橋梁整備事業で3億4,160万円を3億4,950万円にしております。790万円の増でございます。

次に、臨時財政対策債でございます。2億円を2億400万7,000円に変更しております。400万7,000円の増でございます。

ページ、9ページをお願いします。

歳入の主な部分を説明していきます。

まず、10款の地方交付税、1項の地方交付税、1目の地方交付税でございます。1節の地方交付税7,840万8,000円を追加しております。これは普通交付税の決定に伴うものでございます。当初、予算額が17億5,000万円で、今回7,840万8,000円を追加しているところです。

次に、12款の分担金及び負担金でございます。2目の災害復旧費分担金17万5,000円は、農林水産施設災害復旧費の分担金でございます。

次に、14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、3目の災害復旧費国庫負担金につきましては、公共土木施設災害復旧費国庫負担金360万円を補正しております。

次に、10ページをお願いします。

15款の県支出金、2項の県補助金、2目の民生費県補助金でございます。2節の児童福祉費県補助金695万円を追加しております。説明でいきますと、安心子ども基金交付金については440万5,000円を減額です。これは補助金の名称

が変わったために変更したものでございます。名称の変更は、その欄の一番下に、子ども・子育て支援システム構築等補助金、当初、金額が上がっていますが、412万8,000円を新たに入れております。それから、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金で444万7,000円、子育て支援強化事業費補助金として278万円を追加しております。

次に、4目の農林水産業費県補助金でございます。1節の農業費県補助金375万4,000円を追加しております。内訳は、経営体育成支援事業補助金366万円、耕作放棄地解消緊急対策事業費補助金が9万4,000円でございます。

それから、9目の災害復旧費県補助金、1節の農林水産施設災害復旧費県補助金で217万9,000円を追加しております。

続きまして、18款繰入金、1項の基金繰入金でございます。1目財政調整基金繰入金7,000万円を減額しております。これに基づいては地方交付税が増額になったために減額しているものでございます。

それから、3目のふるさとづくり基金繰入金、1節のふるさとづくり基金繰入金については86万8,000円を繰り入れております。宅地分譲造成事業に伴うものでございます。

11ページをお願いします。

19款の繰越金、1項の繰越金、1目の繰越金でございます。1節の繰越金1,353万6,000円を追加しております。純繰越金でございます。

それから、20款の諸収入、4項の雑入、2目の雑入でございます。4節の雑入で、この中でテレビ共同受信施設支柱移転補償金を340万2,000円上げております。これは中山間総合整備事業、今工区の中で共同受信テレビの電柱の移転に伴うものでございます。

次に、町債でございます。21款町債、3目の土木債790万円を追加しております。道路橋梁整備事業債、巖・今線580万円、古野線20万円、大場中通線190万円でございます。

7目の災害復旧費、1節の農林水産施設災害復旧費については50万円、2節の公共土木施設災害復旧費については180万円の追加です。

11目の臨時財政対策債、1節の臨時財政対策債400万7,000円を追加しております。これは臨時財政対策債の決定に伴うものでございます。

次に、12ページの歳出を説明します。主なものだけ説明していきます。

まず、2款の総務費でございます。7目の企画費、15節の工事請負費でございます。340万2,000円、テレビ共同受信施設支柱移転工事です。横峰・草村線、先ほど説明しました中山間整備事業の今工区の14本の電柱の移設工事ござ

います。

次に、2 款の総務費の 2 目の賦課徴収費、2 2 節の補償、補填及び賠償金 5 0 万円を追加しております。相続財産管理人申立予納金としてでございます。ちょっと具体的に説明しますと、相続放棄された財産を財産管理人を立てて処分する費用でございます。

次に、2 3 節償還金、利子及び割引料 1 2 0 万円を追加しております。過誤納金の還付金、法人町民税 9 0 万円、町県民税 3 0 万円でございます。

次に、1 3 ページの民生費をお願いします。

3 款の民生費、1 項の社会福祉費、この中で 8 目の南町民センター費をご説明します。1 5 節の工事請負費でございます。8 7 万 2, 0 0 0 円を追加しております。施設整備工事でございます。トイレの改修工事を予定しております。洋式トイレ化でございます。

次に、1 4 ページをお願いします。

3 款の民生費、2 項の児童福祉費でございます。1 目の児童福祉総務費、1 3 節の委託料 3 2 2 万 4, 0 0 0 円を追加しております。説明で、認可化移行可能性調査委託料で 2 6 万 3, 0 0 0 円、子ども・子育て支援システム導入委託料で 2 9 6 万 1, 0 0 0 円でございます。これは 1 0 0 % 補助でございます。

次に、1 9 節負担金、補助及び交付金 4 2 9 万 7, 0 0 0 円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。これも 1 0 0 % の補助でございます。

次に、4 款の衛生費、1 項の保健衛生費の 1 1 目の地域振興対策費を見てください。1 5 節の工事請負費 3, 7 1 8 万 4, 0 0 0 円を追加しております。改良舗装工事で 3, 2 1 8 万 4, 0 0 0 円でございます。これは下坂下地区の通学路の整備に伴う工事でございます。

次に、農業用施設整備工事でございますが、八反田井堰及び用水路の改修工事に伴い 5 0 0 万円を追加するものでございます。それに伴い、2 5 節の積立金を 3, 7 1 8 万 4, 0 0 0 円減額しております。

次に、1 5 ページをお願いします。

5 款の農林水産業費、1 項の農業費、4 目の農地費を説明します。1 9 節の負担金、補助及び交付金でございます。3 7 5 万 4, 0 0 0 円を追加しております。内訳は、耕作放棄地緊急対策交付金 9 万 4, 0 0 0 円、それから経営体育成支援事業補助金 3 6 6 万円、これも 1 0 0 % 補助でございます。

次に、6 款の商工費、3 目の観光費の説明をします。1 9 節の負担金、補助及び交付金でございます。4 0 万円を追加しております。観光 P R 壁画作成補助金でございます。高速道路の防音壁へ観光 P R の壁画を作成するものの補助金ございま

す。南関高校が作成することになっております。

次に、16ページをお願いします。

7款の土木費、2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費でございます。15節の工事請負費250万円、改良舗装工事等でございます。内訳を言いますと、久重中線のテレビ共同受信の電柱移転の工事10本を予定しております。

17節の公有財産購入費509万7,000円、これは用地費でございます。厳・今線15筆を予定しております。

次に、22節の補償、補填及び賠償金でございます。300万4,000円を追加しております。立木補償で古野線、厳・今線、大場中通線でございます。

次に、17ページを見てください。

8款の消防費、1項の消防費、5目の防災管理費でございます。13節の委託料で53万6,000円を追加しております。防災行政無線の屋外拡声器子局の点検等でございます。

それから、9款の教育費、2項の小学校費でございます。1目の学校管理費、15節の工事費で1,357万3,000円を追加しております。第三小学校の駐車場の整備工事でございます。

18ページでございます。

10款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費でございます。1目の農地等災害復旧費の15節の工事請負費289万9,000円を追加しております。農地が2件、施設が1件でございます。

同じく、10款の災害復旧費の1目の河川等災害復旧費でございます。539万9,000円を工事請負費として追加しております。3件でございます。河川2件、道路1件の災害復旧費でございます。

19ページをお願いします。

12款の予備費でございます。96万3,000円を減額しております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第64号議案、平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、24年度決算に伴います繰越金、返還金等の確定による補正が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,194万8,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,637万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項の国庫補助金でございます。11万4,000円を追加するものでございます。

4款1項の療養給付費等交付金でございます。481万2,000円を追加するものでございます。

9款2項の基金繰入金でございます。7,000万円を追加するものでございます。続きまして、10款の1項繰越金でございます。5,703万4,000円を減額するものでございます。

11諸収入、3の雑入でございます。405万6,000円を追加するものでございます。

補正前の額14億5,442万2,000円に対しまして、2,194万8,000円を追加し、合計額14億7,637万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。3款1項後期高齢者支援金等、これにつきましては財源組み換えでございます。

7款1項共同事業拠出金7万4,000円を追加するものでございます。

8款1項の保健事業費でございます。これにつきましては財源の組み換えでございます。

11款諸支出金、1項の償還金及び還付加算金でございます。1,542万円を追加するものでございます。

12款予備費でございます。1項の予備費645万4,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額14億5,442万2,000円に対しまして、2,194万8,000円を追加し、14億7,637万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項の1目療養給付費等交付金でございます。これは1節の現年度の退職者の交付確定によります療養給付費等の交付金でございます。481万2,000円を追加いたします。

9款2項1目基金繰入金でございます。25年度の財源確保のために基金繰入金として7,000万円を計上させていただいているところでございます。

10款1項2目その他の繰越金でございます。1節のその他の繰越金といたしまして、決算によります繰越金といたしまして5,703万4,000円を減額するも

のでございます。

11款3項6目過年度収入でございます。1節の過年度収入といたしまして、24年度の実績によります追加交付ということで405万6,000円を追加するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。一番下の11款1項3目の償還金でございます。23節の償還金関係で1,542万円を追加するものでございます。主なものといたしまして、療養給付費等の負担金返還金、実績に伴いまして1,472万8,000円等になっているところでございます。

8ページをお願いいたします。

12款1項予備費でございます。予算調整ということで645万4,000円を追加するものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第65号議案、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ155万9,000円を追加し、それぞれを1億3,418万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。2款繰入金は、1項一般会計繰入金に55万9,000円を追加して、9,845万4,000円とするものでございます。

8款県支出金は、1項県補助金に100万円を追加して、100万円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費に200万円を追加して、5,341万円とするものでございます。

2款事業費は、1項公共下水道事業費を44万1,000円減額して、485万9,000円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の額に155万9,000円を追加して、1億3,418万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。2款繰入金の一般会計繰入金を55万9,000円追加するものでございます。

また、8 款の県支出金につきましては、県補助金に新たに 1 0 0 万円を追加して、1 0 0 万円とするものでございます。これは生活排水適正処理重点推進事業補助金と申しまして、下水道供用開始区域において、下水道へ接続された家庭に対し助成金の新設・拡充を行った市町村に対して補助金が交付される事業で、平成 2 5 年度から県で取り組むものでございます。県の事業期間は、2 7 年までの 3 年間となっております。

7 ページは、歳出でございます。

1 款総務費につきましては、1 目一般管理費、1 9 節の負担金、補助及び交付金を 2 0 0 万円増額するものでございます。下水道供用開始区域において下水道へ接続された家庭に対し、汲み取りから水洗への改造費、浄化槽を廃止して、下水道接続される工事費、排水設備の工事費に対して助成金を交付するもので、補助率を 2 分の 1、上限を 1 0 万円といたしております。供用開始後 3 年以上経過した方につきましては、上限を 8 万円といたすところでございます。

また、2 款事業費は、1 目公共下水道建設費の 3 節職員手当を 4 1 万 9, 0 0 0 円減額し、4 節共済費を 2 万 2, 0 0 0 円減額するものでございます。これは職員の異動に伴う減額となっております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 6 6 号議案、南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、それぞれ総額を 5 9 4 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

歳入でございます。5 款繰入金に 8 万 2, 0 0 0 円を追加して、4 2 1 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費に 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、3 9 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。一般会計繰入金に 8 万 2, 0 0 0 円を追加することといたしております。

7 ページは、歳出でございます。

1 款総務費については、一般管理費に 8 万 2, 0 0 0 円を追加して、3 9 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。内訳としては、1 1 節需用費の消耗品費を追加計上いたしております。水道技術管理者資格取得講習会で使用する書籍等の購入に

必要なものとなっております。修繕費につきましては、今後の故障等の際に執行する予算でございます。

以上で、ご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、第67号議案、平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、24年度決算による繰越金、返還金等の確定に伴うものが主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,835万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,725万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。7款繰入金、1項の一般会計繰入金でございます。139万8,000円を追加し、1億7,415万4,000円とするものでございます。

8款繰越金でございます。1項の繰越金5,978万9,000円を追加し、7,978万9,000円とするものでございます。

9款諸収入、3項の雑入でございます。717万1,000円を追加し、722万3,000円とし、歳入合計13億4,725万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。4款3項居宅介護支援事業費でございます。118万8,000円を追加し、999万1,000円とするものでございます。

6款1項償還金及び還付加算金でございます。193万5,000円を追加し、197万6,000円とするものでございます。

8款1項の予備費でございます。6,523万5,000円を追加し、7,955万8,000円といたしまして、歳出合計13億4,725万7,000円とするものでございます。

6ページお願いいたします。

歳入でございます。7款1項4目の一般会計繰入金でございます。1節の一般会計繰入金といたしまして、地域包括支援センターの居宅介護支援の事業費に伴います繰入金でございます。139万8,000円を計上いたしております。

続きまして、8款1項の1目繰越金でございます。1節の繰越金といたしまして

5,978万9,000円を計上いたしております。

続きまして、9款3項2目の過年度収入でございます。1節の過年度収入といたしまして717万1,000円を計上いたしております。主なものといたしまして、確定に伴います介護給付費の国及び県負担金等でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。4款3項1目の居宅介護支援事業費でございます。1節の報酬といたしまして、非常勤職員1名分の7カ月分を計上いたしております。100万8,000円でございます。

続きまして、6款1項3目償還金でございます。23節の償還金、利子及び割引料といたしまして、実績に伴いまして193万5,000円を計上いたしております。

8款1項1目の予備費といたしまして、6,523万5,000円を計上いたしているところでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 第68号議案、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出それぞれ2,392万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,887万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入、9款1項繰越金といたしまして、2,392万円を追加し、8,392万円とし、歳入合計を2億7,887万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出です。1款1項施設管理費を5万2,000円追加するものでございます。

続きまして、4款1項予備費を2,386万8,000円追加するものでございます。

補正前の額2億5,495万6,000円に2,392万円を追加いたしまして、2億7,887万6,000円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳入でございます。

9款1目繰越金といたしまして、2,392万円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費の3節職員手当等で5万2,000円を追加するものでございます。これは緊急時に対応するための時間外勤務手当でございます。

その次に、4款1項1目予備費といたしまして、2,386万8,000円を追加するものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第69号議案、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万4,000円を追加し、それぞれ総額を9,988万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。4款県支出金の1項県補助金に7,000円を追加し、182万2,000円とするものでございます。

また、5款繰入金には35万7,000円を追加して、2,549万1,000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費に40万円を追加して3,166万6,000円とし、2款事業費を3万6,000円減額するものでございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。浄化槽市町村整備推進事業交付金の交付決定通知に伴い、7,000円を追加いたしております。

また、一般会計繰入金に35万7,000円を追加いたしております。歳出補正に伴う追加でございます。

7ページは、歳出でございます。

1款総務費については、一般管理費に40万円を追加して、3,166万6,000円とするものでございます。内訳としましては、11節需用費の修繕費で、浄化槽の漏水修理などを行うものでございます。

また、事業費の共済費につきましては負担金を減額するもので、公債費につきましては財源組み換えに伴うものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第70号議案、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,884万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項の繰越金といたしまして、13万4,000円を増額し13万5,000円として、歳入合計1億2,884万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。4款1項予備費といたしまして、13万4,000円を追加し23万4,000円とし、歳出合計を1億2,884万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項1目繰越金でございます。繰越金として13万4,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。4款1項1目の予備費でございます。13万4,000円を追加し、23万4,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 第71号議案、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,673万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

まず、歳入、2款1項の一般会計繰入金としまして86万8,000円を追加し、6,673万6,000円とするものであります。

次に、歳出、3ページ、1款1項の宅地分譲事業費としまして86万8,000円を追加し、6,673万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

まず、歳入、2款1項1目の一般会計繰入金としまして86万8,000円を追加

し、6,673万6,000円とするものでございます。

次に、7ページ、歳出でございます。

1款1項1目宅地分譲事業費に86万8,000円を追加し、6,673万6,000円とするものでございます。内容としましては、計画地内の用地交換分の建物、立木補償費としまして、86万8,000円を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 以上で、本定例会に上程の議案説明が終わりました。

昼からは、一般質問を行います。1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第25 一般質問について

○議長（本田眞二君） 日程第25、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（山口純子君） それでは、一般質問をいたします。

こんにちは。8番の山口でございます。ただ今より一般質問を行います。

9月16日は敬老の日でございます。敬老の始まりは、兵庫県の谷村という、今、八千代町になっておりますけど、村長と助役が1947年、昭和22年に提唱した「としよりの日」が始まりです。「老人を大切にし、年寄りの知恵を借りて村作りをしよう」と、農閑期にあたり、気候も良い9月中旬の15日を「としよりの日」と定め、敬老会を開いたそうです。昭和25年からは、兵庫県全体で始まって、全国に広がって、「としより」という表現は良くないということで、昭和39年に「敬老の日」と改称され、国民の祝日「敬老の日」となって、「母の日」のように外国から輸入されたような記念日と違い、日本以外の諸外国にはないこの「敬老の日」ということで、私は今日は高齢者に敬意を表して質問いたします。

まずはじめに、高齢者お祝い金、これは正式には敬老年金でございます。ついて、現在、85歳以上の方に対して3,000円の敬老年金が給付されてはいますが、今の制度を尋ねます。

また、受給方法と受給金額についてお尋ねします。各校区ごとに受け取りに行かなければならないようですが、85歳以上となると、本当に健康な方ならいいです

けど、困難が多いと思います。受給方法をお尋ねします。

次に、女性の特有のがん、乳がん、子宮がん検診についてお尋ねします。

1つ目として、町はどのように検診に対して対策をなされていますか。

2つ目として、町内の方の検診率はどうなっていますか。

3つ目として、検診の種類と、その検診がどのような方法で行われているかお尋ねします。

その後の質問は、自席より行わせていただきます。

○議長（本田眞二君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました8番山口議員の高齢者お祝い金についての質問にお答えいたします。

高齢者のお祝い金につきましては、高齢者に対し、敬老の意を表し、老人福祉の向上を図ることを目的に実施している事業でございます。受給方法につきましては、南関町敬老年金給付条例によって、満85歳を超えた方に、年額3,000円を支給しているところでございます。

2番目の、女性のがん、乳がん、子宮がんの検診についての質問にお答えいたします。現在、女性は3人に1人ががんになるといわれております。がんの予防は、がん検診を受診されることではないかと思っているところでございます。このことから、町では女性特有のがん検診に対し、国民健康保険法に基づく健康診査、健康増進法による保健事業を実施し、早期発見・早期治療と、健康意識の普及・啓発により、健康の保持・増進に努めているところでございます。

検診率につきましては、全体的に低い検診率となっているのが現状でございます。検診につきましては、検診車や荒尾市民病院において行っているところでございます。

細部につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、8番山口議員の、今の制度を尋ねるとのご質問にお答えいたします。

ただ今、町長答弁にもございましたように、高齢者お祝い金につきましては、南関町敬老年金支給条例に基づき実施をさせていただいているところでございます。受給資格といたしまして、毎年、8月1日現在において、満85歳を超え、年齢を申しますと、昭和3年8月2日までに生まれた方というのが、今年度、満85歳をお迎えになられるという方に対しまして、引き続き3カ月以上、南関町に住所を有

する方というふうに通給資格として一応規定がなされているところでございます。

また、給付方法等につきましては、毎年、9月14日に給付するというふうに通規定がなされております。しかし、この日が休日にあたるときには、その前日に支給するというふうになっておるところでございます。今年度におきましては、明日、9月13日に支給をいたして、各校区に出向きまして支給をするというふうに通一応進んでいます。また、今年、対象になられる方につきましては、8月1日現在、718名の方が今回の支給対象者の人数でございます。

当日は、先ほど山口議員が各校区ということでお話がありましたけれども、それに基づきまして、1校区、町公民館、2校区におきましては、ふれあい広場、3校区におきましては、交流センター、4校区につきましては、元四保の跡になりますけれども、坂下南集会所に出向き、時間は午前中11時ぐらいまでを予定をいたしております。

また、先ほど85歳の高齢者の方になりますと、やはり元気な方、それからなかなか出向いて行くのが難しいというような状況もございます。そのために一応受け取りについてはですね、代理人の方でも可能でございます。しかし、どうしても都合のことで、また再度、その日が受け取りに来られないという事情があるかと思っておりますので、そういった場合については、後日に受け取りを希望していただいているというふうに通認識いたしまして、役場福祉課のほうでお預かりをしておりますので、改めて都合のいい日にお越しのほうも、窓口でお受け取りをいただいているところでございます。

続きまして、女性のがん、乳がん、子宮がんについての質問でございますけれども、一応2番目の検診率はどうなっているかということでのご質問でございますので、一応その数字につきましては、データにつきまして一応ご報告をさせていただきたいと思っております。一応、過去3年間ということで、22年、23年、24年度ということで、子宮がん、乳がんにつきまして、数字と受診率ということで、数字を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、子宮がんでございます。22年度、451人、27.2%でございます。平成23年度、608人、27.6%でございます。平成24年度、600人、29%でございます。

それから、乳がんですけれども、平成22年度、545人、30.8%でございます。平成23年度、628人、30.9%、平成24年度、613人、34.6%でございます。

今、数字を申し上げましたけれども、受診者は減少しておりますけれども、逆に年齢層に対する対象者が減少しております関係で、受診率は逆に高くなっている現

状でございます。

また、県平均に対しまして、今申し上げました数字等に、子宮がんが約28%から29%、乳がんが30%から34%ぐらいの、そういう数字の受診率につきましては、県平均に対して約10ポイント低いということで、町長の答弁にもございましたように、南関町におきましては、やはり受診率が低いというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問を開始してください。8番議員。

○8番議員（山口純子君） 先ほどの高齢者の方についてですね、やはりどうしても広範囲になっていると思うんですよ。やはり85歳というなら、そんな元気な人もいますけど、例えばバスがない地区とかですね、身寄りがない方、一人暮らしの方などのね、そういう配慮がほしいと思って、私は今日は尋ねていますが、お茶ですね、あれの配布はどなたがしていますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 今、申し出がありました、同じく敬老年金の支給以外に敬老事業ということで敬老祝品ということで、こちらにつきましては同じく8月1日現在におきまして、満75歳から84歳までの方に対して、同じような3カ月以上、南関町に住所を有する方ということで、品物についてはお茶のセットを配付をさせていただいているところでございます。この75歳から84歳までの方につきましては、今年度、対象者が1,495の方が対象ということで、この品物の配布につきましては、現金と違って品物ということ、記念品ということですね、8月30日、先月の最後の区長便におきまして、各校区の区長さんのほうに配布をお願いいたしましたところでございます。やはり地元で配布していただくということで、どうしても不在とか、逆にいえばご本人さんの都合で、子どもさん等のところに、町外にたまたま最近行かれているというような、そういう状況のときには、一応、町福祉課のほうに返却していただいて、その後の対応については、町のほうでどちらのほうに行かれているか、そういったものを確認させていただいて、ご近所のご家族の方にご連絡するとか、どうしてもできない場合については、町のほうで配布というような形で対応させていただいているところでございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） そのように、お茶のほうはすごく配慮があると思うんですけど、お金だからそういう区長とかできないと思いますけどね、やはり先ほども言いましたけど、バスの路線がない、例えば免許証も返納されている方がいらっしやいますね。そういう場合は、本当にもう家族の方がいらっしやればいいですけど、

やっぱり頼る人がいないときとかね、今まではスムーズにいつてますかね。今まで、過去、これは昭和45年から実施されておりますね。やはりこの取り方に対して、スムーズにいつておりますかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） この始めた年度につきましては、条例が昭和46年の6月に条例として制定されていますので、制度としてはそれらスタートしたと認識をいたしております。今までの経緯ということでございますけれども、私が担当をさせていただいている経緯におきましては、やはり最終的な現金を配布いたしますので、やはりお受け取りになられた段階で受領印をいただきます。その受領印が逆に718名の方に対して支給が終わった段階で、精算報告という形で一応前もってお金を、公金を福祉課のほうでいただいて、それを支給終わりましたということで精算をさせていただきます。やはりその精算に要する期間というのは、3カ月から4カ月近く要しているのが現状です。受け取りが、最終的にはすべての方に配布するというので、その方法につきましてはですね、細かくは申し上げますと、ちょっと時間の関係もございますけれども、どうしてもできないような方、特に町内近隣の方につきましては、区長さん、民生委員さん、それから介護等を受けておられる方については、ご親切でヘルパーさん、また各施設、延寿荘とかグループホームとかございますけれども、そちらの近隣の施設については、やはりお出でいただくことが難しいということであればですね、一応ご家族の方等にご連絡を差し上げて、できれば受け取りをお願いしたいというようなことで申し上げますけれども、やはりご家族の方が遠方におられるということであれば、町のほうで施設等にお尋ねをして、ご本人さん、あるいは施設長さんの立ち会いのもとに支給をしていただくということで、どうしてもできない方については、それなりの対応を町のほうでさせていただいているというふうに認識をいたしております。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ありがとうございます。

そういうことで、今、施設ですね、延寿荘さんとかも、一人暮らしとか、身寄りのある方、ない方、いろいろありますでしょうが、延寿荘さんはこの受け取りの代理人とかは、やはり本人、家族とかは、施設の担当者とか、そういうのはどうなっていますかね。

○議長（本田眞二君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福田恵美子君） 明日がお祝い金の受領ということで、まとめて延寿荘のほうには入所者の方の分のはいただいております。そして、ご面会がありますので、そのときに家族の方から受領印をいただいて、そしてそのお金は渡しています。で

も、養護の方につきましては、そこに入所されていますね、養護の方のご印鑑を各自全部お渡しして、印鑑をいただいて、そしてお金を渡しているという状況です。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） それでは、スムーズにいつてますようですが、先ほど困難の方といいますけど、やはりタクシーを利用される方がいらっしゃると思うんですよ。その金額的に3,000円というのは、私としては、当初はいくらだったか知らないけど、平成19年にはまた改正されていますけど、その当初の金額と3,000円がいつから来てるか分かりませんが、そういう心遣いをぜひもっていただいてももらいたいことと、金額の増額ですかね、そういうことは考えておられませんでしょうか。町長。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） お答えいたします。

基金につきましてはですね、これは条例がございます。条例によって、現在支給をしておるところでございますけれども、まず原資となるのが福祉基金と、これは600万円でございます。この利子運用が本当でございます。しかしながら、利子運用でやっていけないから、町が持ち出しをして支給をしている状況でございますので、そのへんはご理解いただきたいと思ひます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ありがとうございます。

条例のもとには、ここにもちょっといただいておりますけど、やっぱりその3,000円が高か安かとか、私たちは思いませんけど、やはりこういう金額も検討していただいて、やっぱり高齢者ですね、にやさしいまちづくりをぜひしていただきたいと、私は思っております。町長、ぜひ。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） ただ今申し上げましたようにですね、この運用するための基金がございますので、基金から見直さなければいけないということ。これはですね、田中義男先生の厚意によってできたわけでございますので、根本的に今後、見直さなければならないと思っております。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） それでは、根本的によろしくお願ひいたしまして、次の2番目の女性のがん、乳がん、子宮がんにいきたいと思ひますけど、まず冒頭に、子宮頸がんのワクチン投与率を、まずちょっと私、お聞きします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 女性のがんにつきましては、乳がん、子宮がん等で、検診

という形で実施しておりますけれども、やはりその対象者が20歳以上ということで、逆に若い年代からがんを予防するというところで、こちらについては検診ではなくて、予防接種のほうで対応をさせていただいているのが子宮頸がんの予防ワクチンの接種でございます。一応、対象となりますのが、24年度までですけれども、中学から高校1年生までを対象にされているところで、一応受診というか、接種率ということですので、中学1年から高校1年まででございますけれども、全体の数字でご報告をさせていただきたいと思います。平成23年度、24年度ということで、実人数と接種率の数字を申し上げます。23年度、実人数140名です。それから、接種率につきましては、51.9%。平成24年度でございます。平成24年度におきましては、実人数が50名、接種率が49.5%。ちなみに、平成25年度ですけれども、先月現在で実人数として20名の方が接種をされているところです。23年度から24年度、それから25年度と、接種者が非常に年度ごとに少なくなっているのが現状です。この現状につきましては、新聞、テレビ等で報道がなされていますけれども、やはりがんになる確率は非常に低くなるという結果は出ていますけれども、やはり個人個人の体調等によりまして、接種後に副作用があったというような事例が報告されていますので、やはり国ができるだけ早い年齢で接種ということで、勧奨、奨励をいたしておりましたけれども、今現在は国のほうも、その副作用の結果が出るまで、奨励はちょっと差し控えるということで、あくまで今については、各個人個人のご本人さん、保護者の方のお考えのもとに接種をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） テレビ等で、やっぱり後遺症の問題も、私も見ましたけど、ひどい状態ですけど、やはりどっちを選ぶかというのは個人に任せたら、考えられませんね、これは。後遺症で悩んでいる人はひどい状態でしたけど、がんにならないなら、こっちを選ぶということになると思いますけど、やはりだんだん率が少なくなっているのは事実のようですね。がんで、私はやはり早期発見・早期治療がよいと思ひまして、このことを尋ねておりますけど、やはり国のほうもがん対策基本法が、平成18年の6月23日に施行されておりますけど、やはり死亡最大の原因となっていますがんですね、対策の一層の充実を図るため、がん対策に対して基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的にかつ計画的にすることを目的とするとなっておりますね。それに、その基本理念の中に、第2条2にがん患者の居住する地域

にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができるようにすることとなっておりますけど、また地方公共団体の責務は、がん対策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。また、国民の責務もございまして、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響などが、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うように努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならないという法律になっておりますので、そこでやはり県では受診率はそういうことになってますけど、国は60%とか望んでいますね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 一応、南関町におきましては、山口議員さん、特にがんということで、非常に近年、死亡率が高い、医療費も高額になるということで、がんの助成ということでお話、ご質問があったところですけども、全体的ながんに対してまして申し上げますと、今おっしゃいましたように、保険者については必ず特定健診というものを実施しなさいというふうになされているところでございます。その特定健診につきましては、当然、いろんな身体的な計測があるんですけども、それと併せた形でがん検診も同時に行っているのが現状でございます。一応、がんの質問の中で、どのような方法でというようなことがありましたけれども、南関町におきましては、特定健診を基本としたふるさと総合健診、これはがん、肺がんとかいろんな、女性については選択で、当然、子宮がん、乳がんも含めて実施するものと、集団特定健診、がんの選択検診と、特定健診におけるいろんな血压検査とか、そういったものと、特定健診だけの個別によります医療機関、町内の医療機関、それと受診者の利便を図るために、福岡県の大牟田の1施設を医療機関に指定いたしまして、特定健診を受けていただいているということでございます。また、特に希望者があれば、荒尾のほうの市民病院で脳ドックという検診も受診できるというような形になっております。その種類といいますと、20代の方については、子宮がん検診ができる、30代の女性の方については、子宮がん検診、乳がん検診、30代の特定健診的な検診ということで、そういった中でできるだけがんの受診ができる、検診の受診ができるという体制をとらせていただいております。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ありがとうございます。

本当に私が、がんの年齢が一番多いのが40代なんですよね。40代というのは、もう本当に子どもを育てて、やはり大事な時期でありますね。それで、私たちはもう60になってますけど、その受診率は60代とか、もうがんになる可能性は本当

に激減しておりますけど、受診率と40代のね、そのなぜ受診をしないかという、そのやはり子宮なんかは恥ずかしいとか、時期がちょっと、時間的に取れないとかいう問題点があると思うんです。以前は、夏も真夏に子宮がん検診とかがあってましたもんね。それはやはり夏なんかはもう本当にね、もう異常なんですよ、受診者にとっては、暑くて。そしてまた、検診する人、触診とか汗だらだらで、だからちょっと時期を変えていただいて、10月とかに涼しい時期にしてもらいましたけど、そういう一応なぜこの40代、50代の人たちが受診率が少ないかというのは、アンケートなんか取ってみたいいい、ちょっとどう思われますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 確におっしゃるとおり、40代の受診者というのは、特定健診のデータによりますと、40代の40から44歳までは、男性が25.4%、女性については51%、全体的に33%ちょっと、それから45から49につまましては、全体的に29.6%というような形で、60代以上の50から60%にすると、かなり低い率ということで、なかなか若いからまだ自分は大丈夫というような形で、健康な方が多いということと、やはり働くことが第一ということで、なかなか忙しいというふうなことで、受診率が低くなっております。そういったこともありまして、保健センターのほうでは、保健推進員さんということで、制度を設けております。各校区によって人数は違いますけれども、全体で138名の方が推進員さんで、今、活動をしていただいております。また、その推進員さんの研修を年4回、開催をしているところですが、やはり健診をただ受けてください、受けてくださいというような呼びかけだけでなく、やはり保健推進員さんを中心として、町全体の方に、なぜ健診を受けるのか、そういった健診の重要性、健診を受けたらこういうことが将来的に健康の保持になりますよという、やはりそういったソフト関係のほうをですね、今後、重点的に進めまして、やはり自分から自分の健康は守るという認識を、やはり少しずつではあるかと思っておりますけれども、そういった認識を住民の方に徹底していくことが、いずれにしましても特定健診の受診率の向上、それから早期発見、早期治療、しいては医療費の削減につながるものかと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ありがとうございます。

そうです。早期発見・早期治療が、やはり医療費も削減できますし、私は今日は男性のことは言いませんけど、男性も女性も一緒でございますね。すべてのがんはまず早期発見・早期治療と思ひまして、先ほどアンケートはどがんするかな、一

回ちょっと。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） アンケートといたしますか、特に今後実施するという、ちょっと今のところはないんですけれども、各校区に保健推進員さんがございます。そういった方の受診勧奨ということで、対象者の各家庭をご訪問していただいておりますので、そういった要望、問題点等は担当部局のほうに上がってきますので、それに従いまして、改善できるところは改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） そのように、保健推進員さんにも、なぜ行かないかという、まあ聞き取りですね、やはり本当に私はこのがんはもう身近で起こることです。本当に若くて、これから家族にとっても、子育てなどでたいへん重要な時期であるのに、がんにかかるとなると、もう手遅れになって、また生存率も低くなっておりますので、やはりがん対策を万全にしてほしいと思います。そして、先ほどから何回も言いましたけど、受診率を上げて、町民もまた受診をしなければならないという意識を高めながらですね、やはり南関は明るい健康な町、やさしいまちづくりを私はとても望んで、やはり町と私たち、推進員さんともにですね、頑張っ、南関町のために元気で長生きしたいと思っておりますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（本田眞二君） 以上で、8番議員の一般質問は終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） こんにちは。6番の島崎です。一般質問を行います。今回は、4つ予定しております。

まず、1つ目ですが、産廃の施設ということでございます。

冒頭でございますが、7年後、自分はいくつになつてんだろう、そう考えられた方もおられるのじゃないかなあとと思います。2020年東京オリンピック開催が決まりました。56年ぶり、2度目ということで、夢と希望を感じる大きなニュースだったかなあとと思います。長いようで短いような7年、町の歩みを町政要覧から見ると、7年前の平成18年には、地域包括支援センターが開設されております。また、三ツ矢エンジニアリングとTFOが町に進出をしております。また、関所マラソン大会の会場が、うから館の周辺に移る、こんなことがあっております。その前の年はお茶屋が落成しております。また、南関すこやかスポーツクラブが設立された、交流センターが完成したということがありました。国勢調査の人口は1万1,203人、3,645世帯となっております。

さて、7年後、私たち、また町はどうなっているのでしょうか。閉校した南関高校

の跡地の問題、また人口、高齢化率、どうなのか。また、農地、また若い方々の働く場所はどうか。子どもたちの元気な声、聞こえるかどうか、そんなことを考えます。そして、最終処分場は、7年後はもちろん完成し、既に稼働して5年が経っているということになります。

そこで、最初の質問でございます。北の環境教育の拠点へということで、県公共関与管理型最終処分場を地域に誇れる施設にということで出しております。①として、上田町長の苦渋の受け入れを経て、先日の8月29日、工事の安全祈願祭が行われました。挨拶で、蒲島郁夫知事は、この処分場を北の環境教育の拠点にすることを改めて強く強調されました。知事のこの意気込みを受けて、環境教育のまちづくりに向けた具体的な検討を始めるべきではなかろうかと思ひまして、今回の質問にいたしました。

次に、廃屋となっている放置家屋への対応です。これは何人もの議員の方が折々に質問されております。そこで、①ですが、管理者がいないなどで、廃屋となっている放置家屋が増えている。基本は所有者責任で対応されるべきだが、倒壊等で危険性の高いものもあるようです。撤去勧告や撤去費用の助成等の条例制定の検討は進んでいるのかどうかお尋ねしたいと思います。

また、加えて、防災の点であります。老朽化で傾くなどした家のブロック塀、これの危険性も指摘されております。併せて、考えをお尋ねしたいと思います。

次に、定期的に質問している問題であります。トイレがきれいなまちづくりということで、①公共施設のトイレは町を映す一つの鏡と思っています。所管の課に状況を尋ねながら、管理徹底を求めていきたいと思ひます。

最後に、小学生への制服導入ということ。これはどちらがいいのか、私もまだ分かりませんが、以前も質問しております。以前の質問が平成22年の12月です。教育長のほうから、調べたい、意向を把握したいという旨の答弁をいただいておりますので、その後の状況をお尋ねしたいと思います。

以上、4つです。続く質問は、自席にて行いますので、執行部におかれましては、簡潔、前向きな答弁をお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました6番島崎議員の公共関与型最終処分場の環境教育の拠点についてのご質問にお答えいたします。この件に関しましては、県知事の北の環境教育の拠点という方針をお聞きしたときから、町としても、南の水俣、北の南関といわれるような施設を造っていただきたいということで、建設に際しましては、多くの人たちが見学に訪れるような、そして最終処分場の状況を間近に見ることができ、環境学習ができ、訪れた誰もが環境を守ることが大事だとい

うことを理解し、自覚できるような施設の建設を県に申入れしていたところでございます。

環境教育のまちづくりに向けた具体的な検討ということでございますが、現在、施設建設に着手したばかりで、施設を利用した環境教育の内容につきましては、今後、事業主体である事業団、あるいは熊本県とも連携し、進めていきたいと考えております。

次に、廃屋となっている放置家屋への対応の質問にお答えいたします。空き家は全国的に見ても、少子高齢化や過疎化による人口の減少により、年々増加しており、南関町も同様の傾向にあります。管理が不十分なため、危険な空き家、廃屋等になっているのも見受けられます。この空き家、家屋は、景観にも悪影響を及ぼしている。みすばらしいばかりでなく、屋根瓦、トタンなど、建築材料が飛散する恐れがあり、通行に危険であります。さらには、不審者の侵入、放火や火遊びの対象となることも懸念されます。

本年3月の定例議会で、酒見議員さんから同様の質問を受けて、危険な家屋については、所有者に対し、指導勧告等を行うことができる条例の整備、また撤去費用の補助について検討しているとお答えしておりました。その後、担当課において、福岡市で開催された空き家対策条例の研修会に参加しながら、条例の制定に向けて取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましては、自民党の空き家対策推進議員連盟が、市町村に立入調査権を与え、所有者に対する改善命令を可能とする、仮称でございますけれども、空き家対策特別措置法を秋の臨時国会に提出する動きがあります。この動向、法案の内容を見ながら、条例の制定を検討していきたいと考えております。

3番目に、トイレがきれいなまちづくりの質問にお答えいたします。南関町の公共施設の、町の管理する公園と、設置するトイレ等が多数ありますが、以前に指摘がありましたトイレにつきましては、改修や新設するなど、住民の方々が使いやすいトイレになっていると思います。当町の公共施設内のトイレや公衆トイレの管理者として、行政サービスの顔とまでいわれるトイレの設備管理や、維持管理につきましては、今後きれいにしていきたいと考えております。

次に、小学校への制服導入の質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。6番島崎議員の、4つ目の小学校の制服、標準

服導入の質問にお答えをさせていただきます。

議員から指摘がありましたように、以前にもお答えはしたところでございましたが、その後の状況をということですので、お答えをします。南関町の場合、かつてですね、第二小学校で標準服が採用されてきた歴史がありました。汚れないようにとか、大事に使うようにということも含めて、儀式とか修学旅行とかの行事のときに着用、そして兼ねては普段着での学校生活ということでありました。それがですね、小学校時期は成長が非常にめまぐるしいものですから、1年生のときの6年間は使えないわけですね。そのようなこともありまして、結果的には第二小学校も普段着に戻ったということがございます。全体的にそういった過去の取り組みが、普段着と、それから標準服を小学校で数回買い換えにやいかんということの家庭の経済面が原因だったと思いますが、そういうことで現在は標準服導入はあっていないということです。

実は、議員のお尋ねによってですね、先日、教頭会議を開いた際に、各学校、状況をお尋ねしてみました。これまで各学校の先生方や、あるいは保護者のほうから、南関町でも標準服をという要望が出ましたかということですね。まったく回答は出ていないということでもございました。その際に、教頭先生方の話も加味しますと、やっぱり都市暖房の温かいところや、あるいはこの玉名管内でも海岸べたと、この南関、あるいは和水ですね、山つきとは、冬場の気温が非常に厳しいため、標準服は半ズボン、あるいはスカートなんですよね。ということで、家庭にとっては、返って歓迎されないことが強いんじゃないかということで、学校としてもこの後も標準服は導入の考えをもっておりませんという回答をいただいております。

以上、お答えしまして、後の質問につきましては、自席でお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 2番目の廃屋となっている放置家屋の対応の中で、条例の制定の検討状況をお尋ねですので、私のほうからお答えします。

条例を来年の4月から施行していきたいと検討しているところです。条例の名称を南関町空き家等適正管理条例、現在、仮称でございますけど、そのような名称を付けていきたいと。そして、条例の設置目的、それから空き家等の定義、所有者の空き家等の適正管理、住民からの情報提供、町長の助言、指導、勧告、命令が行える事項や、指導等に従わない場合の公表などを網羅した条例を検討しているところです。

また、解体費用の助成金については、限度額を含めて検討しております。特に、定義の部分で、廃屋となっているということの空き家をですね、管理不全な状態な

家屋というふうな定義、名称として、管理不全な状態の家屋とはどのような状態かということで、今検討しているのが3項目あります。まず、老朽化、または台風、地震等の自然災害によって、建物その他の工作物が倒壊、被災し、若しくは剥落することにより、敷地外において人の生命、若しくは身体または財産に被害を与える恐れのある状態をまず一つ考えております。次に、敷地内に不特定の者が進入することにより、犯罪が利用される恐れのある状態、3つ目に敷地内における樹木または雑草が繁茂し、放置され、当該敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態を管理不全な状態の家屋として定義付けをしていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、国のほうにおいてもですね、秋の臨時国会に空き家等の適正管理に関する法律、特別措置法という名前が付くかもしれないですけど、その法律が提案をする予定であると、新聞報道に出ておりました。この法案の動向を見ながらですね、必然的には町の条例も制定することになってくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） ほかに補足はありますか。

はい。それでは、再質問を開始してください。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。答弁を今いただきました。順番にお尋ねしていきたいと思っております。

まず、環境教育の拠点へということでお尋ねさせていただきました。町長のほうからですね、まず、まだ今、工事に着工したばかりで、まだなかなかそこまでは話が出ていないということであったんですが、そこで住民課長のほうにお尋ねなんですが、今、町長のほうからありましたが、県、事業団と町のほうと、いろいろ連携をして、出来てからのことをですね、これから考えていくということですが、県のほうから、また事業団のほうから、何かこんな取り組み、具体的なところをしようと思ってるというようなこと、また町で考えていること、何かお話をしていることがあるならば、お話しできるならばですね、お示しいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 県のほうの現在の計画、あるいは町の状況ということでございますけれども、一応県のほうと、具体的なところまでいっておりませんが、現在建設が進んでおります施設につきまして、やはりただごみを持ってきて捨てるだけの施設ではなく、やはり南の水俣に負けないような施設ということで、計画段階から一応町の要望を伝えた中で、現在、その施設として計画されているもの

としまして、学校あたりがメインになるかと思えますけれども、やはり視察に訪れられた方あたりに、現場を見ていただくために、クローズド型ということで屋根がかぶることになりますので、その2階部分から直接、施設に埋め立てられている状況が見学できるようなブースを設ける。あるいは、循環型の社会のシステムを模型や映像などで学習できるような施設、それから廃棄物が直接触れて汚水となった水を浄化する浸出水の処理施設あたりを見れるような形にしたいというようなことをお聞きしております。また、敷地面積が広うございますので、施設の隣に大きなため池が一つ残るような形になります。そこも公園整備するというようなことで、生き物、あるいは植物等を観察して、自然とふれ合うような自然環境エリアなども造りたいということをお聞きしております。

環境負荷の少ない再生エネルギーの利用の促進というようなことで、浸出水処理施設の屋根に太陽光パネルあたりの設置と、あるいは屋外施設、3万平米ほどの建屋施設になりますので、そのへんもできたらそのメガソーラーあたりの導入もできないかということで、まあするということではございませんけれども、そのへんも検討していきたいというようなお話も聞いているところでございます。

あと、将来的には、水俣の環境センターのような施設ということで、地元の町、あるいは周辺の企業さんあたりと連携を図りながら、今後はそのへんのところの具体的なところは、今後詰めていきたいというようなことをお聞きしているところでございます。町としましても、今の段階で具体的にということまでいっておりませんが、県のそういった考えと併せて、意見を出すべきところは出して、いいものを取り入れて、今以上に南関町のその環境、あるいはごみに対する意識、認識が深まっていけばということで、今後進めていきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） これ以上質問しなくてもいいぐらいの内容の答弁をいただきました。本当にいろいろ詳細、進んでいるなあということをお実感いたしました。安心をいたしました。

この環境拠点ということですが、県がすること、事業団がすること、また町が担ったほうがいいこと、若しくは地域といいますか、地元が担ったほうがいいこと、いろいろあると思うんですね。県、事業団は、今おっしゃったようなところ、町もそこに協力していくということかなと思います。また、地元地域でできることというものもあるだろうと思います。

そこで一つお話なんですけど、実は私が水俣の環境センターのほうでエコロジストリーダーというのを受けました。その名称でいただいたんですが、そのときに水俣病を経験された方ですね、いろいろ地元の方々がお話をされた機会があったんです

ね。とてもやっぱり印象に残りました、暮らしてきた方の声というのは。ですから、これも今からだと思えるんですけども、ぜひ地元、米田、大場、胡麻草ですね、地域の方々がこの産廃でいろいろあったことの経緯をですね、お話できるような機会があるとですね、見学に来られた方にとってもですね、とても参考になるんじゃないかなと、そういう思いの中で、本当に苦渋の思いの中で、この産廃施設が出来たんですよという、そして安全性をですね、担保している、そういう思いで今守っていらっしゃるよということですね、お話される機会があるなら、とてもいいのかなというふうに思いました。ぜひ、人材育成といいますかね、簡単にいいますと、環境を発信するような方、産廃の問題で関わってきた中の、そういう機会も設けていくなればいいのかなと思いますが、そのあたりいかがでしょうか、課長。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 確かに、これからの環境に関する、その人材育成ということも大事だと思います。まだ、ちょっとはつきりと分かりません。ただ、その施設が出来て、施設の利用だけで、その環境問題が解決していくとか、人々のその認識が深まるとは思いませんので、町は町として、事業団あたり、あるいは県と協力して、今、島崎議員が申されましたように、年1回ぐらいはそのシンポジウム、あるいは講演会あたりを開催して、住民の方々にも積極的にそういったことへの参加を今後は完成する時点あたりを目途に、そういったところも事前に進めていければということは一応考えております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ぜひ、よろしくお願いします。

シンポジウムとか講演会ですね、せっかくなら、施設が完成したときでもですね、開いて、県内外に、いよいよ出来ましたと、ごみの問題をきっかけ、しっかり考えていただく契機にですね、なればなあと願うものです。このへんでやっぱり一番大事なのは、単発なものでなくて、継続的な取り組みというのが大事だろうと思いますので、そのへんについてはやっぱり地域の方々のいろいろ声を、生の声をですね、発信していただくことが大事なのかなと思いましたが、申し上げさせていただきました。

それで、ちょっといくつかお尋ねですが、環境といいますと、とても広い意味があると思います。南関町緑の豊かな山、そして里山がある、水がきれいだ、植物もたくさんありますが、そういう環境を守っていく中で、やはりごみの問題、ポイ捨てがあったりですね、不法投棄があったり、やっぱり後を絶たないという現実もあると思います。そこでどうでしょう、ごみの量というのは、町のほうで1年間どれぐらいの量が出ておるのかなということをお尋ねしたいということと、ごみ

の減量化ですね、3Rというんですかね、リサイクルからいろいろありますが、そのへんの今後の取り組み、今の現場の取り組み、また今後に向けてもさらにですね、頑張っていたきたいと思いますので、ごみの量をちょっと教えていただきながら、そのごみの問題に対しての強い決意をですね、お尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） ごみの量ということでございます。一応、今年の春、1市4町の衛生組合関係の有明広域関係の資料でございますけれども、平成23年度と24年度の南関町のごみの量ということで、この中には資源ごみもちょっと含まれておりますけれども、平成23年度が持ち込みました量が約2,171トン、それから、平成24年度が2,223トンということで、2.4%ほど、23年からすると増えております。町としまして、そのごみ、あるいは環境に対する現在の取り組みということでございます。今、島崎議員が言われましたように、3R運動ということで、できる限り、そのごみの量を減らす、あるいは資源化できるものはやっていくというようなことも進めておりますし、県が取り組んでおりますレジ袋の削減とか、そういったやつもできるところからということで、まだちょっと具体的なところまでいっておりませんが、地元のスーパーといいますか、事業主さんあたりを巻き込んで、少しずつ前進させていこうということで取り組んでおります。ごみばかりではなくて、やはり子どもたちの環境に対する考え方もしっかりとさせていかんといかんということで、今まで、毎年、荒尾のほうで、諏訪川、関川の流域ということで、流域の同盟ということで、一応夏休みに水生植物の教室とか開いた分を、今年から四小の前の内田川のところでも、そのへんのところに着手しておりますので、少しずつそういった輪を広げていきたいということで考えております。

○議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番議員の質問の番でしたので、続行してください。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ただ今、住民課長のほうから答弁をいただいたところでした。本当に安心する、とても感動する答弁をいただきました。できることからやっていくと、そして輪を広げていきたいということでありましたので、私も心強く思

います。それが一番大事なことと思います。なかなか数字で表れない意識の問題がこれは出てくると思いますので、それはもう粘り強く、できること、小さなことから積み重ねていくということが大事だと思いますので、ぜひそこは努力をお願いしたいと、期待をしております。それで、この質問のほうはですね、閉じたいと思いますが、最後に一つ、教育長にほうに一つお尋ねです。県知事の出前講座ですかね、あれが一度、今年度中あたりに実現できそうだというお話をお聞きしました。その後、どうなっておりますか、ちょっとお尋ねさせてください。どうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 途中の段階で、今年度は南関中の、以前、見送られておりましたのでですね、番が来ておりますという返事まではいただいておりますが、知事の日程の関係で、いつというのはまだ申し上げられませんということではか回答をいただいております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。少し反れましたけれども、お尋ねさせていただきました。

それでは、次の2番目の質問に移りたいと思います。2番目は家屋のことですが、町長のほうから、また総務課長のほうからご答弁がありました、町長のほうですね、危険なところが目立っているということで、条例制定ということで、また総務課長のほうから、この来年の4月からの施行を目指していくということでいただきました。安心しました。いわゆる管理不全な家屋ということですね。これの位置付けというのがたいへん難しいというふうに思いますが、いろいろホームページ上でもですね、たくさん論文とか調査が出ておりますが、まずそこが一番要だろろうと思います。そこは慎重にすべきところがあるのかなと思いますが、そこでちょっとお尋ねでございますが、ちょっと整理ですが、ブロック塀のことの答弁はいただきましたですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 管理不全な状態の家屋の中にですね、1番目に老朽化または台風、地震等の自然災害によって、建物その他の工作物というふうな表現にしております。ブロック塀もその他の工作物に入れていきたいというふうに考えているところです。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。

この問題はですね、これからやっぱりたくさん出てくると思います。少子高齢化

の中、また住む人が核家族の中で出ていったりするということが、間違いなく増える問題だと思いますので、条例化を急ぐべきときだろうと思います。国の動向もあるようでございます。もう最近は特に記事も多いです。9月3日、西日本の社説、また8月28日は熊日の社説、コラムの欄にもありました。町長のほうからもありましたけれども、自民党は空き家対策の新法案を早ければ秋の臨時国会に提出される方針だと。市町村に立入調査権を付与し、法的に付与し、放置すれば著しく危険な空き家は所所有者に対し、危険除去や修繕を命令でき、従わない場合は行政代執行を実施することなどしているということで、たいへん踏み込んだものでございます。町としまして、条例をきちっと準備しておくことができますね、この法案に対応できる一つだろうと思いますので、ぜひ早急な準備をお願いしたいというふうに思います。

この質問も何度もですね、いろんな方から出ておりますので、繰り返しになりますから、細かくは申し上げませんが、一つお話をさせてください。ブロックのことです。先日、8月の28日の日にですね、熊本県の地域防災支援員の養成講座というのがありまして、私、受けてきました。これが火の国ぼうさい塾という講座を受けた方を対象に呼びかけられておりまして、100人ちょっとが受講されまして、実際この地域における危険な場所というのを防災の観点ですが、防災のところから見て回りました。具体的には、熊本の県立大学の周辺を歩いて、危険な箇所をチェックしていくということでした。その中で一番危ないなと皆さんが思ったのが、このブロック塀でした。つまり、いろいろパターンはあるんですが、ブロックがこう立っているとします。小学生の子どもたちが登下校のときに、ブロックの横を通ってたとします。そして、そのときにもし地震が起きたときに、そのブロックが倒れてきたならば、まさにこの血の海、惨状になるということをお話されました。

特に、ブロックもたくさん種類がありまして、例えば古いブロックがこうある。下の土台のところは古いブロック、その上に新しいのを立ててる、この隙間のところはやっぱり、間のところは一番強度が弱いという話をされたりですね、または隙間隙間に、ブロックの隙間に穴が空いておったりして、本当に押せば倒れるんじゃないかという状況のものもありました。町内にももしかしたらあるかもしれません。通学路の中で、小学校の近くにそういう傾いたブロックがあるということで、危険箇所になってるところもあると思います。そういうところはぜひですね、確認をしていただきたい。町だけじゃなくて、やっぱり地域でしていただきたいと思います。

明日ですかね、鶴地議員、また井下議員のほうから、福祉の防災、また自主防災の話がありますけれども、特にこの自主防災組織のその活躍の面が、活躍するところが多いようです。私が話を講座のとき聞きましたのが、その自主防災組織が地域

の危ないところを見て回って、もう倒れかけたブロックをどうにかせにゃいかんということで、区長さんをはじめ、地区の方々がその家主の方に相談に行って、ブロックを壊させてもらったと、そういう例もあるそうでございます。確かにいろんな意識の違いがあると思うんですが、地域の実情というのは、やっぱり地域の方々が一番分かれると思いますので、それに行政がちょっと一歩リードするとか、導くとかですね、そういうような発想でいかないといけないかなと思います、このあたりはですね、明日のほうにお願いしたいと思うんですが、そんなこともありました。ですから、この条例制定、もう動かれているということですので、ひとまず安心しましたけれども、国の動きもですね、しっかり把握しながら努めていただきたいと思います。それでは、この問題は地域の実情に即したですね、対策をお願いしたいということで終わりたいと思います。

次、3番目でございます。トイレがきれいなまちづくりということで、これはもう定期的に質問をしております。それぞれですね、担当課、所管の課でトイレを把握されておるとは思いますが、町長のほうからですね、南関町町内のトイレ改修工事、またきれいな状態が保たれているというふうに言われました。確かにこの数年ですね、とてもトイレに対しての予算が付いてるなと私は思いました。今回の補正予算につきましても、南町民センターの改修で87万円くらいだったですかね、金額が出ておりました、洋式化ということで。

そこで、総務課長ですかね、お尋ねさせていただきたいんですが、施設ということでお尋ねさせていただきたいんですが、町内のこの公共施設の中で洋式化、ほとんどのトイレができてますかね、もう。洋式トイレがないところはありますか。いかがでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 一つずつ整理しながら、確認しながらいきますのでお待ちください。南町民センター、これは今年の9月の定例議会で予算計上しております。それと、洋式トイレがないというふうなご質問でお答えしていいんですかね。多目的トイレがですね、洋式トイレではないんですけども、B&G海洋センターにはですね、洋式はないんですけど、多目的トイレもあります。すべての施設に洋式化が、多目的を含めて洋式化は少しずつは設置しているみたいです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。

洋式トイレはやっぱりもう本当に和式と比べてですね、座るといろいろ体調ですね、和式だと力が入りますから、血圧が上がったりということで不調を感じる方が

おられる。また、ちょっと足をケガしておったり、膝が悪いという方にとってはですね、洋式がとても使い勝手がいい、これは当然のことでもありますので、ぜひそれは安心いたしました。

このトイレの問題はですね、本当に掃除をしましたよということで終わってしまいがちなんですね。今日、朝しましたよと。でも、実際、トイレに行ってみたら汚れてた、トイレットペーパーが切れてた、洗面台のところが水あかで汚れてたという話を聞きますので、ぜひ本当にもう常々に心がけをしていただきたいと思えます。担当所管ですね、本当に時間お忙しいと思えますけれども、目配り、気配りをですね、していただきたいというふうに思っております。

そこで、一つお尋ねでございますが、細かいところになりますが、ふれあい広場のトイレでございますが、ちょっと表記のところなんです、障がい者用トイレという表記があるようでございます。一回ちょっと、町の担当者の方にですね、ご指摘をさせていただいたかなと思うんですが、その後、改善ですね、本当に細かいところになりますけれども、今だいたい多目的トイレという名称が普通かなと思えますが、いかがでしょうか、教育課長、改善のほうはなされておりますか。把握されておりますか。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） その障がい者トイレはですね、今そのままですけれども、実際、多目的トイレというふうにはですね、今、移行していますので、そういうふうにしたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい。分かりました。

私も今回質問するにあたりまして、何箇所かですね、回ってみました。本当、きれいにだいたいされております。ただ、便器、便座あたりはきれいなんですが、特に洗面台がちょっと汚れているところが目立つなということで思います。ちょっとタオルを置いて拭いておくとかですね、したらどうかなと思いましたので、一つ申し上げておきたいと思えます。

このトイレがきれいな町というのはですね、いろいろ大学生の方の論文を見ますと、トイレがきれいな町の住民の方ですね、住民自治の意識が高いというデータが出ているようでございます。つまり、自分たちのトイレは自分たちできれいにしようということで、例えば地区の元気なお年寄りが毎日毎日、その草花を取って、トイレに飾ったりですね、また自分たちのトイレだからきれいにしようということで、きれいにしたり、そういうことでデータを取ってありましたけれども、トイレがきれいと言われるところは、住民自治の意識が高いという一つでありました。

ですから、これはもう提案ですけど、難しいのかもしれませんが、例えばですね、地区地区にトイレがありますので、そこに住民の方を例えば担当とかですね、トイレを手伝ってくださいという、管理をしてくださいと、管理とまでいかないまでも、ちょっと気配りしていただければなという、そういうサポート制度もですね、考えてもいいのかなと思います。トイレに訪れてですね、本当に汚かったら、もう二度と行かない。南関町のトイレはきれいだから、ちょっと寄ろうかなと思ったときにですね、例えば野菜を買っていこうか、ジュースの1本も買っていこうか、そういうことにつながるんだろうと思います。特に女性、子ども連れの女性にとっては、トイレってとても大事なところがあると思いますので、子育て世代にも喜ばれると思いますので、ぜひ徹底をお願いしたいと。それぞれ所管の課、もう一回、トイレの状況を見ていただきたいと思います。お金がかかるところが、いろいろ尿石が付いておったりすると思いますが、定期的にはそういう、ちょっとお金をかけて、きれいにする、そして大事に使う、そういう思いを一つもっていただきたいと思います。そのようなことで、この質問は閉じたいと思います。

最後でございます。4番目でございますが、制服、標準服の導入ということで、教育長のほうからご答弁いただきました。教頭先生の会議でですね、そのようなことで、そういう声は上がってないということでございます。この制服、標準服の話というのは、3年前だったですか、2年半前ぐらいだったですかね、卒業式のときに、女子の児童の方の卒業服がたいへん華美、たいへん服装が派手になってしまったということで、発端はそこにあるようでございます。この制服の問題は本当にメリット・デメリットあるかと思います。経済的な負担もあると思いますし、経済的な負担という最初のお金は使いますけれども、一回お下がりということで回り出すならば、安くつくという面もあるでしょうし、またあの子がこんな服着てるから、自分も買って下さいよとか、特にそういうような競争というんですかね、そういうようなところも出てきますから、家庭の経済状況によってということ、やはり制服を導入したら助かるよという声もあるのかなと、私は思います。私にはそういう話も届くところでございますので、ぜひ引き続きですね、制服導入の話が出たり、また沈んだりすると思いますが、要は学校のこと、また子どもたちのことを考える一つのことだと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

大里教育長、玉名のほうは、ほとんど制服だったですかね。8割ぐらいが制服だったのかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 割合を確認したことはありませんけれども、半数以上は制服の学校が多いのかなとは思っております。今、発端が卒業式のときの、特に男の子

よりも女の子ですかね、華美になっているということの指摘がありましたけれども、以前、私は第三小学校長をしている、教員時代もでしたけど、日頃が普段服ですから、中学校の制服をもう既にもっているわけですね、卒業式のときは。ですから、学生服は着ないとしても、カッターシャツに黒のズボン、女の子はボックスは着ないで、上着は着ないで、カッターにベストを付けての参加という体制をとらせたこともありました。そういうことで、卒業を標準にすれば、そんなことを学校としても考えてもいいかなというのは過去に戻るようですけどですね、そんな方法も考えていいかと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） はい。ありがとうございました。

本当に服装のことについてはですね、やっぱり教育、しつけとかですね、そのへんのことになりますが、見た目的には、また心の乱れは服装の乱れ、服装の乱れは心の乱れということもありますので、一つ今後のですね、考える一つかなと思いますので、そのあたりで止めておきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、まとめに入りますけれども、この今回出しました北の環境拠点、また廃屋の家屋のこと、またトイレのきれいな町ということ、これはすべてに共通しているのが一つあります。地域力、住民力じゃなかろうかなと思います。地域の方々がそれぞれ支えていく、つくっていく、守っていく、そういうことがやっぱり一つキーワードだろうと思います。行政はそれをですね、やっぱり時には導きながら、時には諭しながら、時には一歩下がりながら、少し半歩リードしながら進めていくのが、行政のあり方かなというふうに思います。特に地域力、住民力というのが、これから問われるときだろうと思いますので、ぜひ行政の執行部の方におかれましても、胸においておいていただきたいというふうに思います。

南関町というところはいろんな困難にぶつかったときですね、やっぱり潜在能力を持っていると思います。ポテンシャルが高いと、私は思っております。それだけいろんな方、人材がおられると思いますので、ぜひこれを融合してですね、次代につなげていきたい。

冒頭言いましたけれども、オリンピック、7年後でございます。そのときに南関町が少しでもいい町になっていることを念じながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日13日は、午前10時に本会議場にご参集ください。
本日は、これにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時28分